

組 合 功 労 者 規 程

平成 22 年 5 月 16 日 制定

(目 的)

第 1 条 本規程は、定款第 7 条第 10 項に基づき、組合事業への功労者の表彰について定める。

(選考基準)

第 2 条 功労者は、下記をその対象とし、理事、各支部長及び各委員長の推薦により、理事会において承認する。

- ① 本組合の理事長であった者
- ② 本組合の理事又は監事として通算 5 年以上その任にあった者
- ③ 本部委員・支部幹事として功績が顕著であった者
- ④ 組合員以外で組合への功績が顕著であった者

(表 彰)

第 3 条 表彰は、通常総会又は支部総会において理事長が行う。